

伊勢崎市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する審査基準

(趣旨)

第1条 この審査基準は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）により改正されたマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3に基づくマンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録等について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の審査基準を定めるものとする。

(審査基準)

第2条 市長は、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、支援法人の登録等を行わないこととする。

附 則

この審査基準は、令和8年3月2日から施行する。